

令和6年度千葉県児童相談所等職員確保・広報業務委託 企画提案募集要項

1 業務名

令和6年度千葉県児童相談所等職員確保・広報業務委託

2 業務内容

「令和6年度千葉県児童相談所等職員確保・広報業務委託」仕様書に記載のとおり

3 業務の実施方法

上記業務の委託については、十分な専門性と高度な調査や企画力を必要とすることから、公募により広く企画提案を求め、審査・選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。

4 応募資格

応募者は次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号の規程のいずれかに該当しないこと。
- (3) 定款又は規約等を有し、責任者が明確であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者含む）または政党を推薦・指示・反対することを目的とした団体ではないこと。

5 応募期限等

- (1) 応募期限 令和6年2月26日（月）午後5時（必着）
- (2) 応募方法 メールまたは電子申請システムの応募フォームから応募
メールアドレス：katei14@mz.pref.chiba.lg.jp
電子申請システムの応募フォーム URL：
https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=18931
※FAX、郵送での応募は受け付けない。
- (3) 提出物 企画提案書一式 ※「7 応募書類」にそって作成すること。
- (4) 提出先 「12 提出先・問い合わせ先」のとおり

6 質問受付・回答

- (1) 本件に関する質問については、様式7を用いて電子メールで提出すること。
質問の範囲は、当業務に関するものに限り、提案の状況、選定委員名等に関する質問は受け付けない。
- (2) 受付期限：令和6年2月15日（木）午後5時（必着）
- (3) 回答方法：質問に対する回答は、軽微なものを除き、千葉県ホームページに掲載する。
- (4) 質問先：「12 提出先・問い合わせ先」のとおり
- (5) 注意事項：メールの件名は「令和6年度千葉県児童相談所等職員確保・広報業務委託についての質問」とし、本文中に、企業（団体）名及び連絡先を記載すること。

7 応募書類

下記（2）の事項に留意の上、下記（1）の企画提案書一式を作成し提出する。

- (1) 企画提案書一式
ア 企画提案応募書 様式1

イ 企画提案書 様式2

- ・本様式にある項目名及び注意事項が全て記載され、提案内容が分かりやすく記載されていれば、本様式に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してもよい。
- ・本様式以外に添付したい資料等があれば、用紙は全てA4サイズで作成し、ファイル名は、先頭に 02-2 別紙 2 とつけ、そのあとに資料の内容を完結に示すことただし、量的に過度な資料としないこと。

ウ 事業者調書 様式3

エ 事業実施体制 様式4

オ 事業実施スケジュール 様式5

カ 予算見積書 様式6

キ その他 提案に必要な添付資料

(2) 注意事項

各様式の順番が上記(1)企画提案書一式のア～カの順になるよう、ファイル名の先頭に01～06を付したうえで文書名をつけ、zipファイルにして送信すること。

メールの場合、ファイルサイズが7.2MBを超える場合は県側で受信できないため、ちば電子申請サービスにより応募すること。

各文書のファイル形式は、Word・Excel・PowerPoint・PDF・jpg とすること。

Word・Excel・PowerPoint の場合、PC の環境によって見え方が異なる場合があることに留意すること。(1ファイルにつき、元のWordファイルとPDFに変換したファイルと両方を送ってもかまわない)

また、特殊なフォントや機種依存文字を使用した場合、県では読めない場合があることに留意すること。

応募後、県から連絡がない場合には、応募書類が届いているか県に確認すること。

(電子申請システムでの応募はメールで自動返信、メールでの応募は、事務局で確認次第、メールで返信する。)

8 審査・選考方法

(1) 選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、最も当事業の実施に適した提案団体を選定する。

(2) 選定委員会(企画提案書・プレゼンテーション・ヒアリング)は令和5年3月中旬に実施する予定。なお、詳細については、企画提案者に別途通知する。

(3) プレゼンテーションは、上記のとおり提出した企画提案書等の資料のみを用いて行うものとする。

(4) なお、4件以上の応募があった場合は、書面による事前審査をした上で、プレゼンテーションを行う3団体を選定することとする。

(5) 審査基準

以下の審査基準により総合的に評価し選定する。

審査項目	審査基準
企画提案内容	千葉県の子童福祉専門職員の確保に係る課題がよく分析され、それを踏まえた解決策の提示及び千葉県の強みを生かした提案となっているか。
	提案者の有するノウハウを活かし、優位性のある事業内容となっているか。
	仕様書の内容を十分に理解し、具体的な企画提案となっているか。また、効果的な創意工夫がなされるか。
業務遂行能力	業務を円滑に実施するための十分な体制・人員が確保されているか。また、業務スケジュールは、提案内容の実行が可能なものとなっているか。
	過去に同種の業務を受託し、業務を円滑に実施するための経験、実績を備えているか。
	情報セキュリティ対策や個人情報を適切に管理できる体制となっているか。
所要経費	経費の算定根拠が明確に示されているか。提案内容の費用対効果は高いか。

- (6) 選定結果は、応募者全員にメールで通知するとともに、審査後に、千葉県ホームページ上で最優秀提案者を公表する。なお、最優秀提案者以外の企画提案者の照会や審査結果に関する問い合わせについては、一切対応しない。

9 委託契約

選考により決定した企画案の提出者と協議の上、事業実施に係る委託契約を締結する。

(1) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 委託料の上限

9,870千円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ・ 委託経費は業務に係る契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、審査会での審査及び契約締結が可能となる。なお、見積額が上限額を超えた場合には審査自体を行わない。
- ・ 企画提案が採用された事業者に対しては、業務内容を調整の上、再度、見積書の提出をお願いする場合がある。

※上記委託金額の上限は、令和6年2月定例千葉県議会において、令和6年度当初予算案が成立することを前提としたものであるため、予算不成立の場合は、募集や審査を中止したり、契約締結しない場合がある。その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。

(3) 契約に当たっての主な留意事項

- ア 提案書の提出及び選定委員会の開催は提案内容及び応募団体の審査・選定のためのものであり、また、選定は提案内容をそのまま了承するものではないこと。
- イ 契約に当たっては、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。なお、契約保証金は免除する場合がある。
- ウ 本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 「4 応募資格」のない者。
- イ 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- ウ 同一のプロポーザルに対して、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- エ 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- オ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- カ 金額、所在地、氏名、印影の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- キ その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

11 その他

- ア 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- イ 提出された書類等は返却しない。
- ウ 提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。
- エ 提出された書類等を必要に応じて複写することがあるが、使用は県庁内及び選定委員会での検討に限る。
- オ 提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行うこととする。
- カ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 提出先・問い合わせ先

千葉県健康福祉部児童家庭課 人材育成確保対策室

「令和6年度千葉県児童相談所等職員確保・広報業務委託」担当宛て

電話：043-223-4726

メールアドレス：katei14@mz.pref.chiba.lg.jp